

道路・排水整備など

町への意見・要望状況を公開

各区や各自治会、または各種団体や個人など、多くの皆さんから、道路整備、道路舗装や河川改修、交通安全や防犯等に対する要望書や町長への手紙が寄せられています。この意見や要望については、今後のまちづくりの参考にするとともに、現状調査や要望者・関係者等と協議を行うなど、今後の方針について検討を図っています。主な内容や件数を紹介します。

要望書

主に、地域の代表である各区長や各自治会長の皆さんからいただいています。住民の方々が十分協議を行

った結果、地域では解決できない諸問題について、要望書として提出いただき、関係各課・関係機関で協議します。その後、検討した結果について要望者へ回答しています。

町長への手紙

広聴事業の一環として、平成11年4月から始まりまし

提出された内容と要望件数(平成16年度)

内 容	要望書	町長への手紙	計
道路整備・道路計画に関する事	72	14	86
排水整備に関する事	37	2	39
道路安全対策に関する事	13	1	14
交通安全対策に関する事	16	1	17
防犯に関する事	10	2	12
不法投棄、ごみなど環境に関する事	11	6	17
下水道に関する事	0	3	3
市町村合併に関する事	1	2	3
まちづくりに関する事	1	7	8
福祉行政に関する事	4	8	12
観光振興に関する事	1	8	9
産業振興に関する事	13	2	15
消防防災に関する事	4	9	13
公園に関する事	4	2	6
教育行政に関する事	5	5	10
情報化に関する事	1	4	5
税金に関する事	0	3	3
職員、施設に関する事	5	23	28
その他	17	20	37
合 計	215	122	337

※1件で2つ以上の要望がある場合も、各々の件数に加えています

要望書・町長への手紙の提出件数(月別)

年度/月	要 望 書				町長への手紙			
	H13	H14	H15	H16	H13	H14	H15	H16
4月	11	11	32	17	16	11	16	11
5月	34	21	31	32	17	9	16	8
6月	17	14	26	27	10	9	10	8
7月	19	24	22	15	7	12	9	16
8月	6	13	15	14	6	10	9	15
9月	7	10	21	13	5	6	8	4
10月	16	10	13	12	9	8	11	10
11月	17	10	15	11	7	6	16	9
12月	8	9	11	10	5	6	8	7
1月	6	8	5	12	4	6	6	10
2月	8	9	11	17	3	11	14	17
3月	5	18	19	16	7	11	10	7
計	154	157	221	196	96	105	133	122

個人の町民税・県民税が変わります

●生計を同一にする妻に対する均等割の非課税制度が廃止

同一市町村に住所があり、均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする場合、妻にかかる均等割は非課税措置がとられていましたが、地方税法の改正で、課税されることとなりました。ただし、平成17年度町民税・県民税は半額になります。

生計同一の妻の均等割額(年額)	町民税	県民税	合計額
平成17年度	1,500円	500円	2,000円
平成18年度以降	3,000円	1,000円	4,000円

※均等割は、前年の所得金額が一定金額以上の方に課税されます

●配偶者特別控除のうち上乗せ部分が廃止

納税義務者の合計所得が1,000万円以下で、配偶者の所得が76万円未満の場合、配偶者特別控除が適用されましたが、平成16年分所得から、配偶者の所得が38万円未満の場合に適用されていた部分が廃止になります。

●間接課税住民税係

☎(70)0321

小中池公園 鯉のぼりまつい



子どもたちの健やかな成長を願って、小中池公園の湖面上に色とりどりの鯉のぼりを、小中区のボランティアにより掲揚しています。

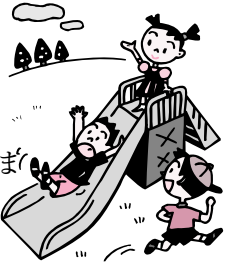
新緑の季節でもあり、緑豊かな景観も訪れる人々の目を楽しませてくれますので、ぜひ、ご来園を。

▶期間=5月9日(月)まで

▶場所=小中池公園

※不要になった鯉のぼりがありましたら、ご連絡ください

☎(70)0362



予防注射は、法律(狂犬病予防法)で定められていますので、毎年1回受けさせていただきます。

●持ち物 所定事項を記入した畜犬問診票(問診票は、生活環境課・中部コミュニティセンター・白里出張所および当日の会場にも用意してあります)。

●手数料
登録済みの場合 3,350円
新規登録の場合 6,350円

場 所	期 日	実施時間
保健文化センター前	5月10日(火)	9:30~11:30
白里公民館		13:30~15:00
中部コミュニティセンター	5月12日(木)	9:30~11:30

☎(70)0386

狂犬病集合予防注射を実施

予防注射は、法律(狂犬病予防法)で定められていますので、毎年1回受けさせていただきます。

●持ち物 所定事項を記入した畜犬問診票(問診票は、生活環境課・中部コミュニティセンター・白里出張所および当日の会場にも用意してあります)。

●手数料
登録済みの場合 3,350円
新規登録の場合 6,350円

☎(70)0386

☎(70)0307

☎(70)0345

た。住民の皆さんの率直なご意見やアイデアを伺い、町政に反映させるために行っています。郵送、FAX、メールのいずれかの方法で送付していただいています。

郵送・FAXの場合は、用紙と封筒(切手不要)を役場受付、中部コミュニティセンター、白里出張所に備え置いています。

メールの場合は、町ホームページの「町長への手紙」からアクセスしてください。

▼受付期間・場所 6月30日(木)まで・産業振興課

▼計画変更の承認予定 平成18年3月ごろ

☎(70)0307

平成17年度農業振興地域整備計画変更(旧名・農用地の用途変更申請)を受け付けします。

なお、町農業振興地域整備計画の全体見直しを行うため、今年度受付は1回のみとなり、来年度以降はしばらくの間、受付を行いませんのでご注意ください。

▼受付期間・場所 6月30日(木)まで・産業振興課

▼計画変更の承認予定 平成18年3月ごろ

☎(70)0345



農業振興地域整備計画 変更願いの受付



火災予防 条例改正の 考え方(案)にご意見を

平成18年6月1日から消防法の施行により、一般住宅(新築)への住宅用火災警報器の設置が義務化されます。設置および維持の基準、既存住宅への適用時期については、政令・省令等に従い市町村条例で定めるとされていることから、山武郡市広域行政組合火災予防条例改正の考え方(案)をまとめたので、皆さんのご意見をお聞かせください。

(案)や資料の入手については、消防本部または山武郡市広域行政組合ホームページで確認ください。

☎(52)8754

http://www.sanbukouki-chiba.jp

~下水道の使用料金~ 便利な口座振替のご利用を

公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントの使用料金は、納入通知書に記載されている金融機関でお支払いください。お支払いは口座振替が便利です。

※役場本庁舎・分庁舎、白里出張所では、収納できません

●使用料金の徴収事務は次の業者に委託しています

▶受託業者
(株)ジェネッツ東金営業所(山武郡市広域水道企業団お客様センター内) ☎(50)4132

▶業務内容
使用料金徴収、使用開始・中止、使用者変更・廃止の届け出に関する事務

●使用料改定
本年度は使用料改定による料金の値上げはありません。来年度は、2段階改定目となり、平均改定率16.7%を条例改正済みです。

☎(72)9131